

(別記7)

看護職員キャリアアップ支援事業

1 事業目的

各病院の看護体制において中心的な役割を果たす中堅看護職員のモチベーション向上や資質向上に資する研修受講に対する支援を行い、各病院での看護職全体の資質向上や新人看護職員の育成、看護職員自身が安心して働ける職場環境づくりを推進する。

2 事業内容

中堅看護職員（経験年数5年以上とする。但し、助産師出向支援事業についてはこの限りではない。）が以下の研修を受講する場合の経費（事業主体が直接研修機関に支出するもの又は受講生に対し受講料等相当額として支出するものに限る。）を県が補助する。

(1) 事業主体

県内に所在する病院及び訪問看護ステーション

(2) 運営基準

(1)に掲げる事業主体が、実務経験5年以上の看護職員（但し、助産師出向支援事業についてはこの限りではない。）を対象として、他施設等でのキャリアアップのための研修を受講させるものとする。

(1) 留意事項

- ① 補助の対象とする研修等については、「認定看護師教育課程」、「特定行為に係る看護師の研修」及び「助産師出向支援事業」とする。
- ② 自施設で研修実施する場合の経費は補助の対象としない。但し、他施設の職員に併任・兼職等の辞令を行い自施設で研修実施する場合など、知事が特に認める場合はその限りではない。
- ③ 他の補助事業と対象経費の重複がないよう十分留意すること。
- ④ 長期滞在に要する経費とは、賃借料、光熱水費、消耗品費その他の生活の本拠地以外に滞在することで生じた必要経費をいう。